

# 京都府公報

号外 第12号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	ペー ジ	規 則	
○職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (職員総務課、教育庁教職員企画課)	5	○京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例 (教育庁高校改革推進室)	9
○京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (職員総務課)	6	○職員の退職手当に関する条例第15条第4項等において準用する京都府行政手続条例第15条第4項等の規則で定める方法を定める規則 (職員総務課)	10
○管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則 ( )	11
○京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (総務調整課、税務課)	〃	○電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則 ( )	13
○京都府府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正する条例 (政策法務課、税務課)	7	○京都府聴聞規則及び京都府行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (政策法務課)	〃
○京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例 (脱炭素社会推進課)	8	○個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ( )	〃
○京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (医療保険政策課)	9	○京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (脱炭素社会推進課)	14
○青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (家庭・青少年支援課)	〃	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	〃
○京都府公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業経営課)	〃		

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (京都府条例第1号) (職員総務課、教育庁教職員企画課)

#### 1 改正の理由

令和7年10月22日付けで職員の給与等に関する人事委員会の報告・勧告がなされたこと並びに一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号) 及びへき地教育振興法施行規則 (昭和34年文部省令第21号) の一部改正を踏まえ、職員の給与等について所要の改定を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 通勤手当 (第13条関係)

ア 自動車等の交通用具の使用者に対する支給上限額を66,400円に引き上げることとした。

イ 駐車場等の利用に対して1箇月当たり5,000円を上限として支給することとした。

##### (2) へき地手当 (第14条の4関係)

地域手当との併給調整を廃止することとした。

##### (3) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。

#### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和8年3月13日。ただし、2の(1)については、令和8年4月1日
- (2) 適用  
2の(2)については、令和7年4月1日から適用することとした。

◇京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第2号)(職員総務課)

- 1 改正の理由  
現下の厳しい財政状況等を考慮し、知事及び副知事の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるため、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
  - (1) 知事及び副知事の給料及び期末手当について、引き続き令和9年3月31日までの間、知事は100分の8を、副知事は100分の4を減額して支給することとした。(第1条関係)
  - (2) 知事及び副知事の退職手当の額の算出に当たっては、令和9年3月31日までの間、給料に対する減額措置を適用した後の給料の月額を基礎額とすることとした。(第3条関係)
  - (3) その他所要の規定整備を行うこととした。
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

◇管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第3号)(職員総務課)

- 1 改正の理由  
現下の厳しい財政状況等を考慮し、管理職員等の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。
- 2 改正の内容
  - (1) 管理職員、指定職給料表の適用を受ける職員、教育長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会委員の給料について、引き続き令和9年3月31日までの間、管理職員については100分の1.5(行政職給料表9級以上の者(他の給料表適用者で行政職給料表9級以上に相当する者を含む。)にあっては、100分の2)を、それ以外の者については100分の4を減額して支給することとした。(第1条関係)
  - (2) 教育長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会委員の退職手当の額の算出に当たっては、令和9年3月31日までの間、(1)の減額措置を適用した後の給料の月額を基礎額とすることとした。(第3条～第5条関係)
  - (3) その他所要の規定整備を行うこととした。
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

◇京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(京都府条例第4号)(総務調整課、税務課)

- 1 改正の理由  
公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令(平成18年政令第303号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
  - (1) 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部改正  
個人の府民税に関して、知事が行政庁である公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすること等とした。(第1条(第29条の2)関係)
  - (2) 京都府公益認定等審議会条例(平成20年京都府条例第2号)の一部改正  
委員の任命対象者の要件に公益信託に係る活動に関する優れた識見を有することを追加することとした。(第2条(第3条)関係)
- 3 施行期日等
  - (1) 施行期日  
令和8年4月1日。ただし、2の(1)及び3の(2)の一部については、令和9年1月1日
  - (2) 経過措置  
2の(1)に関し、所要の経過措置を定めることとした。

## ◇京都府府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正する条例（京都府条例第5号）（政策法務課、税務課）

## 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、公示送達手続のデジタル化に対応するため、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

## (1) 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部改正

送達すべき書類の公示送達に係る手続のデジタル化について、所要の規定整備を行うこととした。（第1条（第17条）関係）

## (2) 京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）の一部改正

公示の方法による聴聞の通知等について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととした。（第2条（第15条、第16条、第22条、第29条）関係）

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

- ア 2の(1)については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- イ 2の(2)については、令和8年5月21日

## (2) 経過措置

所要の経過措置を定めることとした。

## ◇京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第6号）（脱炭素社会推進課）

## 1 改正の理由

国の地球温暖化対策計画の改定及び第7次エネルギー基本計画の策定を受けて、一層の温室効果ガスの排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入の促進に取り組むため、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

## (1) 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の一部改正

- ア 温室効果ガスの排出量について、令和17年度までに平成25年度比で60パーセント削減し、及び令和22年度までに平成25年度比で73パーセント削減することを目指すことを中期的な目標とすることとした。（第1条（第2条）関係）
- イ 当面の目標としてきた令和12年度までの温室効果ガスの排出量の削減目標について、平成25年度比で46パーセント以上削減することに変更することとした。（第1条（第2条）関係）
- ウ 府民の日常生活における地球温暖化対策に関する必要な情報の把握に係る努力義務について定めることとした。（第1条（第21条の3）関係）
- エ その他所要の規定整備を行うこととした。

## (2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）の一部改正

- ア 認定計画に基づく再エネ設備等の導入に係る事業税の減免制度を5年間延長することとした。（第2条（附則第5項、第6項）関係）
- イ その他所要の規定整備を行うこととした。

## 3 施行期日

令和8年3月13日。ただし、2の(1)のアについては同年4月1日、2の(1)のウについては同年10月1日

## ◇京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第7号）（医療保険政策課）

## 1 改正の理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収について、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

子ども・子育て支援納付金の算定について、次のように定めることとした。（第6条関係）

## (1) 所得係数は、府の被保険者1人当たりの所得額の見込額を全都道府県の被保険者1人当たりの所得額の見

込額で除した数とする。

- (2) 所得等割合は、所得総額を用いて算出する。
- (3) 被保険者数等割合は、被保険者総数及び世帯総数を用いて算出する。
- (4) 所得割指数及び被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲の数とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

◇青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第8号）（家庭・青少年支援課）

1 改正の理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法定の監護者について親権を行う者と同一の権利義務を有するとされることに伴い、この条例における保護者の範囲に当該監護者を含むことができるよう、所要の整備を行うこととした。（第6条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇京都府公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第9号）（公営企業経営課）

1 改正の理由

綴喜郡宇治田原町の区域において流域下水道事業を行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

木津川流域下水道の処理区域に綴喜郡宇治田原町の区域を加えることとした。（第2条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例（京都府条例第10号）（教育庁高校改革推進室）

1 制定の理由

公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、京都府公立高等学校等教育改革促進基金の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 基金の設置について定めることとした。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）
- (4) 基金の運用収益は、予算に計上し、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）
- (5) 基金は、その目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第5条関係）
- (6) 知事は、財政上必要があると認めるときは、繰戻し方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第7条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年3月13日

(2) 失効

令和11年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日限りで効力を失うこととした。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
 京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例  
 の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
 条例

京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例の一  
 部を改正する条例

京都府府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正  
 する条例

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネル  
 ギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例  
 京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例  
 の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条  
 例

京都府公営企業の設置等に関する条例の一部を改正す  
 る条例

京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府条例第1号

#### 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28  
 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「初任給調整手当」の右に「（第1種  
 初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項第2号中「その他」を「、自転車その他」  
 に改め、同条第2項第1号中「以下」を「次項及び第6  
 項において」に改め、同項第2号中「自転車以外の交通  
 の用具」を「通勤のため自動車等（自転車を除く。）」に、  
 「5万5,000円」を「6万6,400円」に改め、同項第3号  
 中「運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額」  
 を「前2号に定める額、第1号に定める額」に改め、同  
 条第3項中「第1号において単に「住居」という。」を  
 削り、同項第1号中「その者」を「当該職員」に、「第  
 5項」を「第6項」に改め、同条第4項中「職員以外の  
 地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に  
 改め、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「月の  
 初日からその月以後の月の末日まで」を「1箇月」に、「期  
 間を」を「期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手  
 当にあつては、1箇月）を」に改め、同項を同条第8項と  
 し、同条第6項中「、公署を異にする異動」及び「支給

し、又は」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項  
 中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「額及び」を「額、」  
 に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前  
 3項」を「第2項から前項まで」に改め、同条中同項を  
 第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等  
 の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事  
 委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下  
 「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担す  
 ることを常例とするもの（人事委員会規則で定める職  
 員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかか  
 わらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当  
 該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、  
 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場  
 等の料金に相当する額として人事委員会規則で定め  
 る額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の  
 規定による額

第14条の4第2項中「以下」の右に「この条及び次条  
 において」を加え、同条第6項を削る。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2  
 条第2号及び第13条の改正規定は、令和8年4月1日  
 から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与等に関する条例  
 （以下「改正後の給与条例」という。）第14条の4の  
 規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合に  
 において、同日からこの条例の施行の日の前日までの間  
 における同条の規定の適用については、同条第1項に  
 規定するべき地学校等（職員の給与等に関する条例別  
 表第15に掲げる支給地域に所在する場合に限る。）に  
 勤務する職員の当該べき地学校等は、当該支給地域に  
 所在しないものとみなす。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合において  
 は、この条例による改正前の職員の給与等に関する条  
 例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条  
 例の規定に基づく給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必  
 要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の  
 一部改正）

5 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
 （令和7年京都府条例第37号）の一部を次のように改  
 正する。

第2条のうち職員の給与等に関する条例別表第15中  
 備考以外の部分を改める改正規定中「、第14条の4」  
 を削る。

京都府条例第2号

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例（平成11年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び地域手当」を削り、同条中「平成29年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「第3条第1号」を「第3条」に、「同号に規定する額から、当該額に知事にあつては100分の8を」を「知事にあつては同条第1項に規定する額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額と」に、「100分の4」を「同条第2項に規定する額から当該額に100分の4」に改め、同条ただし書中「手当（地域手当（期末手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）」を「期末手当」に、「同号に規定する」を「同条の規定により定められる」に改める。

第3条中「前2条」を「前3条」に、「地域手当及び期末手当」を「期末手当及び退職手当」に改め、「当たつては」の右に「、特段の定めがある場合を除くほか」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（退職手当の額の特例）

第3条 特例期間内に退職した知事等に対する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第1条本文の規定により定められる額とするほか、知事等の退職手当の額の算出の特例に関し必要な事項については、知事等の給与条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第3号

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改め、同条ただし書中「並びに」の右に「退職手当（」を加え、「（以下「退職手当」という）」を「をいう。第3条第2項を除き、以下同じ）」に改める。

第3条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特例期間内に退職した教育長に対する京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、前項本文の規定

により定められる額とするほか、教育長の退職手当の額の算出の特例に関し必要な事項については、同条例の定めるところによる。

第4条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特例期間内に退職した常勤の監査委員に対する退職手当の基本額を算出する場合における職員の退職手当に関する条例第3条第1項及び附則第7項の規定の適用については、同条第1項中「退職の日におけるその者の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）の月額」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）第4条第1項本文の規定により定められる給料の月額」と、同条例附則第7項中「第3条から第5条の3まで及び附則第19項から第24項まで」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第4条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、「第6条の5第1項中「前条」とあるのは「第6条の4第4項第5号中「第3条から前条まで」と、「前条並びに附則第7項」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第4条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」とする。

第5条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特例期間内に退職した常勤の人事委員会の委員に対する退職手当の基本額を算出する場合における職員の退職手当に関する条例第3条第1項及び附則第7項の規定の適用については、同条第1項中「退職の日におけるその者の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）の月額」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）第5条第1項本文の規定により定められる給料の月額」と、同条例附則第7項中「第3条から第5条の3まで及び附則第19項から第24項まで」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、「第6条の5第1項中「前条」とあるのは「第6条の4第4項第5号中「第3条から前条まで」と、「前条並びに附則第7項」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第4号

京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例  
の一部を改正する条例

（京都府府税条例の一部改正）

第1条 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）

の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「は、別に条例で定めるもののほか」を「(所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金に限る。)は」に、「若しくは団体又は公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により府の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託」を「又は団体」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金(所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に限る。)は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第3条に規定する行政庁が知事である公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金その他府民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金とする。

4 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金(同号に規定する特定非営利活動に関する寄附金に限る。)は、別に条例で定める。

(京都府公益認定等審議会条例の一部改正)

第2条 京都府公益認定等審議会条例(平成20年京都府条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「いう」の右に「。」若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう)を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条、次項及び附則第3項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(府民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の京都府府税条例(以下「新条例」という。)第29条の2第3項の規定の適用については、同項中「所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの」と、「第3条に規定する行政庁が知事である公益信託」とあるのは「による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号。以下「旧公益信託法」という。)第1条に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。以下「旧公益信託」という。)」と、「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」とあるのは「金銭(以下「特定支出金銭」という。)(公益信託に関する法律の施行の日の前日において、旧公益信託法第2条第1項の規定により知事又は京都府教育委員会の許可

を受けていた当該旧公益信託に係る特定支出金銭に限る。)」と、「寄附金と」とあるのは「特定支出金銭と」とする。

3 第1条の規定による改正前の京都府府税条例第29条の2第2項の規定により知事が指定した寄附金(所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに限る。)については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において、前項の規定により読み替えられた新条例第29条の2第3項に規定する特定支出金銭として指定されたものとみなす。

4 新条例第29条の2第3項の規定による寄附金の指定及び当該指定に必要な手続その他の行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条第3項の規定の例により行うことができる。

#### 京都府条例第5号

##### 京都府府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第17条中「規則」を「公示事項(同項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)」を同項の総務省令に、「ところ」を「方法」に、「府庁又は」を「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を府庁若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を府庁若しくは課税地を所管する府税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

(京都府行政手続条例の一部改正)

第2条 京都府行政手続条例(平成7年京都府条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。第15条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状

態に置く措置をとることによって行うものとする。  
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 令和8年5月21日（京都府府税条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の京都府府税条例第17条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(京都府行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の京都府行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示の方法による通知について適用し、同日前にした公示の方法による通知については、なお従前の例による。

#### 京都府条例第6号

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例

(京都府地球温暖化対策条例の一部改正)

第1条 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 建築物に係る地球温暖化対策（第22条—第26条の2）」を「第2節の2 府民の日常生活における地球温暖化対策（第21条の3） 第3節 建築物に係る地球温暖化対策（第22条—第26条の2）」に改める。

第1条第3号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「抑制等」を「量の削減等」に改める。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に、「40パーセント」を「46パーセント」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 府は、前項の目標を着実に達成するため、次の各号に掲げる年度までに、府内における1年間の温室効果ガスの総排出量を、平成25年度の温室効果ガスの総排出量からこれに当該各号に定める割合を乗じて計算した量を削減した量とすることを目指すこととし、これらを、中期的な目標とする。

(1) 令和17年度 60パーセント

(2) 令和22年度 73パーセント

第4条第1項中「抑制等」を「量の削減等」に改める。

第9条第6号及び第10条第2項第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第13条第7号及び第15条中「抑制等」を「量の削減等」に改める。

第2章第2節の次に次の1節を加える。

第2節の2 府民の日常生活における地球温暖化対策

(府民の日常生活における地球温暖化対策)

第21条の3 府民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、それぞれの家庭の状況等に応じた日常生活における地球温暖化対策に関する必要な情報の把握に努めるものとする。この場合において、府は、当該把握が府民の地球温暖化の防止等のための関心、理解及び行動を促すことに資するよう、必要な啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

第22条の見出し及び同条第1項並びに第27条第1項中「抑制等」を「量の削減等」に改める。

第33条第1項中「抑制を」を「量の削減を」に改める。

第34条中「を抑制する」を「の量の削減を図る」に改める。

第40条（見出しを含む。）、第41条第2項、第44条及び第48条第1項中「抑制」を「量の削減」に改める。

第49条第1項中「抑制を」を「量の削減を」に改め、同条第2項中「を抑制する」を「の量を削減する」に改める。

第49条の2中「抑制」を「量の削減」に改める。

(京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正)

第2条 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「抑制」を「量の削減」に改める。

第18条第1項第1号中「及び第4項」を削る。

第19条第2項第1号中「おいて」の右に「令和13年3月31日までに」を加える。

附則第5項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成28年1月1日から令和8年3月

31日まで」を「令和3年4月1日から令和13年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中京都府地球温暖化対策条例第2条の改正規定（同条第2項中「40パーセント」を「46パーセント」に改める部分を除く。） 令和8年4月1日
- (2) 第1条中京都府地球温暖化対策条例の目次の改正規定及び同条例第2章第2節の次に1節を加える改正規定 令和8年10月1日

京都府条例第7号

京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。  
（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数等）

第6条 令第11条の2第3項に規定する条例で定める基準は、同条第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

- 2 令第11条の2第4項に規定する条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。
- 3 令第11条の2第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。
- 4 令第11条の2第7項に規定する条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第8号

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「親権者」を「親権を行う者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第9号

京都府公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号の表木津川流域下水道の項中「綴喜郡井手町」の右に「綴喜郡宇治田原町」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第10号

京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例

（設置）

第1条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、京都府公立高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、一般会計に繰り入れるものとする。

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

職員の退職手当に関する条例第15条第4項等において準用する京都府行政手続条例第15条第4項等の規則で定める方法等を定める規則

京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

京都府聴聞規則及び京都府行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第4号

職員の退職手当に関する条例第15条第4項等において準用する京都府行政手続条例第15条第4項等の規則で定める方法等を定める規則

(退職手当条例第15条第4項等において準用する京都府行政手続条例第15条第4項等の規則で定める方法)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号。以下「退職手当条例」という。)第15条第4項、第16条第5項、第17条第3項及び第18条第8項において準用する京都府行政手続条例(平成7年京都府条例第2号)第15条第4項(同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める方法は、電子情報処理組織(退職手当管理機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(当該退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するものであること。
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置

(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するものであること。

2 前項において「公示事項」とは、退職手当の支給制限等の処分を受けるべき者の氏名、第1号に掲げる事項及び当該退職手当管理機関が次に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をいう。

- (1) 退職手当条例第15条第3項又は第16条第4項(退職手当条例第17条第2項及び第18条第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (2) 予定される退職手当の支給制限等の処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実(準用等)

第2条 前条の規定は、京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和22年京都府条例第16号)第6条第4項において読み替えて準用する退職手当条例第15条第4項、第16条第5項、第17条第3項及び第18条第8項において準用する京都府行政手続条例第15条第4項の規則で定める方法について準用する。この場合において、前条中「退職手当管理機関」とあり、及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「知事」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1号」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1号」と、同項第1号中「退職手当条例」とあるのは「京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和22年京都府条例第16号)第6条第4項において読み替えて準用する退職手当条例」と読み替えるものとする。

2 京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年京都府条例第1号)第5条第2項の規定により京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定の例により教育長の退職手当を支給する場合には、前項中「[知事]」とあるのは、「[京都府教育委員会]」とする。

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

京都府規則第5号

京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則

京都府旅費条例施行規則（昭和31年京都府規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	指定職の職務にある者	指定職の職務以外の職務にある者
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円

滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都府旅費条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）第2条第2号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が同条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において同条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び施行日以後に同条例第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命

令権者が旅行命令等を発した旅行、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合において同条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び施行日前に同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が同条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について京都府旅費条例第3条第6項又は第7項の規定により旅費を支給する場合における宿泊費及び包括宿泊費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額の算定については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 京都府規則第6号

##### 電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則（昭和53年京都府規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」を「次条各号に掲げる条例に基づく給料」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 京都府規則第7号

##### 京都府聴聞規則及び京都府行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

（京都府聴聞規則の一部改正）

第1条 京都府聴聞規則（平成6年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当該行政庁の掲示場に掲示すること」を「当該通知を公示の方法」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

（京都府行政手続条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府行政手続条例施行規則（平成7年京都府規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第2条 京都府行政手続条例第15条第4項（同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、電子情報処理組織（行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、次に

掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するものであること。

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するものであること。

##### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

#### 京都府規則第8号

##### 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「、知事」を「、条例第6条第1項に規定する実施機関（以下この号において「実施機関」という。）」に、「当該求める第8条第3項に規定する」を「実施機関が定める」に、「として知事」を「として実施機関」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付の方法）

第21条の2 条例第7条第3項に規定する規則で定める方法は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）別記様式第10による書面に当該手数料の額に相当する額の納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者によるその納付の委託をした場合は、当該委託）をしたことを証する書面を添付する方法とする。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、

「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第9号

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則（平成27年京都府規則第58号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第10号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年京都府規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同条第3項中「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改める。

第2条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。